給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００５９号

東京都小平市小川町１―136―20
再生債務者　中谷理一郎

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月19日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１００５３号

東京都大田区西糀谷１―20―８―503
再生債務者　仲佐　友弘

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年５月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月19日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第２号

宮城県石巻市和渕字小金袋三番52番地８
再生債務者　吉田　節哉

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年５月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月20日

仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２７年（再ロ）第１６号

宮城県名取市美田園４丁目４番地の６
再生債務者　高橋　健太

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月20日

仙台地方裁判所第４民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月三十一日
掲載頁　九十三頁（号外第一七三号）
平成二十八年五月三十一日
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
（甲）株式会社豆蔵ホールディングス
代表取締役　荻原　紀男
東京都港区高輪三丁目二六番三三号
（乙）株式会社ジークホールディングス
代表取締役　小林　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年八月十七日
掲載頁　四十八頁（号外第一八五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年五月十三日
掲載頁　五十六頁（号外第一〇六号）
平成二十八年五月三十一日
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
（甲）ウシオオプトセミコンダクター株式会社　代表取締役　小林宇一郎
京都市南区東九条南河辺町六六番地三
（乙）ウシオエピテックス株式会社
代表取締役　伴野　裕明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年五月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月十三日
掲載頁　七十八頁（号外第八十六号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十八年五月三十一日
山梨県南アルプス市戸田三七一番地七
（甲）株式会社ジットセレモニー
代表取締役　石坂　正人
山梨県南アルプス市和泉九八四番地一
（乙）ジットセレモニー準備会社株式会社
代表取締役　石坂　正人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月二十四日
掲載頁　六十七頁（号外第一四一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月二十四日
掲載頁　六十七頁（号外第一四一号）
平成二十八年五月三十一日
名古屋市熱田区尾頭町二番二二号
（甲）ＮＴＰヴィークルグループ株式会社
代表取締役　小栗　一朗
名古屋市天白区植田一丁目二一二〇番地
（乙）ＮＴＰインポート株式会社
代表取締役　飼沼　伸弘

合併公告

平成二十八年五月二十日開催の甲の臨時総会及び平成二十八年五月二十三日開催の乙の通常総会において、左記組合は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月三十一日
広島市中区富士見町一番五号
（甲）広島たばこ販売協同組合
代表理事　伊勢　榮一
広島市安佐北区可部南五丁目四番九号
（乙）可部たばこ販売協同組合
代表理事　木谷　哲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することに致しました。

効力発生日は平成二十八年七月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jal.com/ja/outline/group/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月三十一日
掲載頁　六十九頁（号外第一七三号）
平成二十八年五月三十一日
沖縄県那覇市字鏡水四〇三番地
（甲）沖縄エアポートサービス株式会社
代表取締役社長　上島　治
沖縄県那覇市字鏡水四〇三番地
（乙）那覇空港旅客サービス株式会社
代表取締役社長　上島　治

合併公告

左記会社は合併して甲および乙および丙の権利義務全部を承継して存続し、乙および丙は解散することに致しました。効力発生日は平成二十八年七月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、三社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jal.com/ja/outline/group/
（乙）http://www.jal.com/ja/outline/group/
（丙）掲載紙　官報
掲載日付　平成二十七年六月十五日
掲載頁　四十八頁（号外第一三三号）
平成二十八年五月三十一日
沖縄県那覇市字鏡水四〇三番地
（甲）沖縄エアポートサービス株式会社
代表取締役社長　上島　治
沖縄県那覇市字鏡水一五〇番地
（乙）株式会社ＪＡＬスカイ那覇
代表取締役社長　篠原　龍二
沖縄県石垣市字白保一九六〇番地一〇四
（丙）ＪＴＡサザンスカイサービス株式会社
代表取締役社長　名渡山秋彦